



九七-九九年度連続企画「構造変容と法社会学」を振り返って

樫村, 志郎

(Citation)

法社会学, 52:59-63

(Issue Date)

2000

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

本文データは学会の許諾に基づきJ-stageから複製したものである。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006585>



九七―九九年度連続企画「構造変容と法社会学」を振り返って

檜 村 志 郎

(企画副委員長)

三年間の企画を振り返って何ができたかをまとめてみたい。私は、企画委員会で副委員長となり、戒能委員長を補佐してきた。企画委員会では「構造変容」「共同性」「連帯」「友愛」等のメインのアイデアをめぐる多くの議論が重ねられた。以下で述べることの多くは企画委員会でのそうした議論から学んだことでもあるが、三年目のシンポジウムを含めて総括をする機会はないので、企画委員会やその一員としての見解ではなく、私の個人的見解として述べようと思う。

「構造変容」、「連帯」、「共同性」等の多様なキーワードを掲げたこの三年間の探求は、全般的に言って不消化な模索にとどまったかもしれない。他方、企画者としては三年間を通じて次第にはっきりした立場を出すことができた。企画者のよってたつ立場に関する批判も三年間の全体討議の中では相当述べられたと思うけれども、これらの主題をめぐる議論を引き起こすという、企画委員会の当初の目標は、会員諸氏の寛大な知的共同作業を通じて、首尾よく達成されたのではないかとも思われる。

三回のシンポジウムでは、のべ一八人の報告者が、「共同性」ないし「連帯」と「構造変容」との関わりをキ―

コンセプトとして、現代の日本社会を観察したといえる。一八の報告は、このキーコンセプトに基づいて現代日本の法社会学のテーマを探索しようとする場合の方法を具体的に示している。そうしたものとしてこれらのシンポジウムの成果を見ると、つぎの三点が重要であるといえよう。

(一) このキーコンセプトを用いての探索に値する何かが存在することが示された。例えば、これらの報告は、歴史的、構造的、相互行為的という、さまざまな方法からそれを見ることで「共同性」とよびうる新たな主題に関する研究の可能性を示した。これらの報告を通じて、「共同性」ないし「連帯」ないし「友愛」という主題が、本企画の探索対象として次第に重要性を帯びてきた。それは最終的には、「共同体」という古典的テーマとは相当に異なるものとして——なお議論はあるが——成長したといつてよいだろう。

(二) これらの報告のうち、特に今年度の報告は、共同性に関わる法的ないし社会的ダイナミックスを、多様な事例から具体的に示した。これらの報告を総合して言うと、共同性とは、檉澤会員の報告の「自己支援」という概念に典型的にあらわれているが、社会の自己組織的ダイナミックスを示しているといえよう。もう一步つっこんで言うと、「共同性」とは、社会の人々や集団が、ある実践的目標をもって、その社会そのものに言及する際の言語であると概ねいえないだろうか。その実践的目標とは、「構造変容」であると言いたい。この点については、後に述べる。

(三) これらの報告に現れた議論は、不統一であり、矛盾、齟齬がある。「共同性」について、整然とした体系的議論を、それらは全体として呈示してはいない。そのような体系的概念がやはり必要だろうか？ あるいは、そのような体系的概念なしにやっていくような法社会学が構想できるだろうか？ いずれにせよ、そうした問題が探索に値するものとすれば、以後、持続的な研究が可能かつ必要である。

以下では、第二、第三点に関して、とりわけ法社会学のあり方という問題をめぐって、私なりに企画を通じて感

じてきたことを、敷衍して述べたい。

私個人の思い込みかも知れないが、三年間を通じて、企画委員会は、暗黙のうちに、法社会学に関する一つのビジョンをもっていたようである。それは、法社会学とは、実定法各分野に特に限定はされないような一般的な法的課題を扱う、問題横断的な社会研究のアプローチであるというものである。例えば、戒能委員長は、法社会学会は現代の日本法の問題に関して多様なアプローチが対話する場であると述べてきた。各法分野を横断する問題について、それらの間の社会的な関連性を呈示しつつ研究を進めることが、法社会学の一つの任務であると思う。

それでは、法社会学がそのようなものであるとして、それが、各法分野の研究の複製やその集合にならないためにはどうすればよいのか。基本的には、法社会学が理論的な強靱性を高めることが必要であり、そのためには、その目的に応じた概念や体系を發展させ続けることが必要であろう。「共同性」や「連帯」は、実定法的概念としてはなく——それが実定法や法学の中に取り入れられることはあるが——、また、そうした用語で意味されるものを定義するための概念化でもなく、現代日本の法と法学（思考）における、ある共通性を照らし出すための探索的道具概念であった。本企画では、あえて理論的には未定義の概念としてそれを用いることで、人々の自発的な社会的結合性と、その基盤にある深く身に付いたものとしての行動（相互行為）パターンの、法的小および法社会学的重要性を、法分野を横断して、照らし出すとしたのであった。

その企画が成功したかどうかは別として、こうした人々の自然な自発性は、変化に抵抗する社会構造的要素の主要な構成部分であって、少なくともその一つとして見落とすことができない。法もそのような構造的要素であり、「共同性」や「連帯」が取り入れられることによって、その社会構造に法みずからを結び付けると言えよう。法社会学自体もそうである。「構造変容」とは、そのような構造の変容を念頭においたものである。

他方、法という構造は、規範を意識的に定立し、それを体系化しつつ、実現する。それは、社会の構造的パター

ンを変えるような構造として、批判的機能をもつといえる。そこで、「構造変容」を主題とする場合に、法社会学の一つの重要課題が法の批判的構造化の社会的基盤の探求であることは疑いないことである。しかし、法社会学の課題は、法の成立や成長や発展の理論的説明や実践的解明だけではない。法による社会的自己組織の過程では、さまざまな不正義や摩擦が不可避的に発生するのであって、そうした法の逆機能を最小限にとどめること、いわば法批判そのものを実践的な注意深さをもって実行することも法社会学の任務であろう。

法に対する制動として働く、そうした法社会学は具体的にどういうものであるべきだろうか。ここで、「共同性」や「連帯」という概念が、しばしば法に対して、基盤的であるだけでなく、制動的に働く概念であることに気づくことができるかもしれない。事実かどうか知らないが、シマウマは個体が弱いので輪を作って共同してライオンに對抗するという。このような「シマウマの共同性」を法の理念である正義に比することは、経験的にも理論的にも近代社会の共同性の本来あるべき形ではないかもしれない。

しかし、そうした実践がわれわれの社会に存在するかもしれないという観察は、「弱さ」というものについての法的意味の転換のきっかけになる。法社会学が人間の個体や集団の「弱さ」について正面からテーマとすることには、どんな可能性が含まれているか。少なくとも、「弱さ」の点から法を見ることには、法に対する制動機能があるように思われる。現代日本の法や法学には、「弱さ」への感受性がなお弱いように思われるからである。われわれの法は、「弱者を保護」することや「共同性」に安易に訴えることにより、実際には「弱さ」の社会的孤立化に手を貸してしまうような仕方では、目的の達成に失敗することがしばしばあるのではないだろうか。ここには現代日本の社会統制としての法が直面する一組の技術的問題があるように思われる。

ところで、共同性主張は、つねにはないが、権利主張とは異なる点がある。右の課題との関連で三年間の報告を聞くと、私には、共同性主張というものが反対物を包摂しようとする特殊な主張構造を持っていることが示唆的

であるように思われる。紛争処理や社会計画の分野において、「共同性」というものの持つこの特殊な社会的性質に注目することが有益であるかもしれない。「弱さ」への感受性を強化するという観点から法への批判的研究を行うことが有益であるかもしれない。たとえば裁判支援、権利運動のネットワークなどを観察すると、共同性は、場合によりホットにあるいはクールに主張されることに気づく。共同性主張は、実定法の特殊な世界にとどまらず、社会的な世界の中での集合的アイデンティティの独特な主張の微細で注意深い実践となる。それは、人々のつながりを増殖させる、固定しない、移動しつつづける社会的結合のネットワークを生み出す傾向を持つ。この実践において社会的な世界と法の世界とが複雑に相互作用している。人々の社会的結合のあり方をどう評価するかは様々であるが、もしこのような共同作業に対して肯定的評価を与えるならば、人々の共同性主張を支援したり、保護するような法のあり方を、法分野を横断して、経験的に、また理論的に探求することは、法社会学の一つの重要な実践的任務となるだろう。

三年間の議論に参加しての私なりの展望は、「共同性」の法的概念ではなくその実践を眺めることがこれらの問題の解決への手がかりを与えるのではないか、ということである。

(かしむら・しろう 神戸大学教授)